各務原市戦没者遺族会活動事業補助金交付要綱

（平成１８年３月３１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、各務原市戦没者遺族会（以下「遺族会」という。）が実施する事業を支援するため、予算の範囲内で各務原市戦没者遺族会活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、遺族会が戦没者の顕彰、慰霊及び戦没者遺族の福祉の増進を目的として行う事業とする。

（補助対象経費等）

第３条　補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
１戦没者の顕彰及び慰霊を目的とした事業に係る経費 ２戦没者遺族の福祉の増進を目的とした事業に係る経費	補助対象経費の額の範囲内において市長が定める額

（実施報告）

第４条　補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して５０日を経過した日までに規則第１１条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

（返還）

第５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）補助金の交付の条件に違反したとき。

（３）偽りその他不正な行為があったとき。

（関係書類の保存）

第６条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成１８年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２４年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、改正後の各務原市戦没者遺族連合会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和８年３月９日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。